

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大館市立花字塚ノ岱45-7 中島貞雄ほか2人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（立花地区農業用河川工作物応急対策事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成31年4月10日から同年5月16日まで
- 3 縦覧場所 大館市字三ノ丸13番地19 大館市役所産業部農林課